

## 第1回運営小委員会 議事要旨

- 日 時 平成20年3月21日(金) 13時00分～14時30分
- 場 所 (社)日本監査役協会 本部C会議室
- 議 事 1. 運営小委員会の開始にあたって  
2. 有識者懇談会及び運営小委員会の当面の運営について  
3. その他

### 議事内容

#### 1. 運営小委員会の開始にあたって

各委員より、自己紹介が行われた。

#### 2. 有識者懇談会及び運営小委員会の当面の運営について

関会長より、有識者懇談会設置の趣旨について説明があった。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 我が国のコーポレート・ガバナンスを巡っては、国際基準とのコンバージェンスが進む会計基準や監査基準と同様に、国際的にみて実質的にも形式的にも遜色ないものに改善していく必要性が高まっている。
- ・ 社外取締役の導入の進展や買収防衛策導入に関する第三者特別委員会の設置事例の増加は、監査役会や取締役会など会社機関の機能不全に由来しており、またその空洞化を招いているのではないかと懸念されている。そこで、取締役会の監督機能の強化、監査役会の独立性の確立、社外取締役や社外監査役の社外性の要件の厳格化が必要となっている。
- ・ 株主と経営執行の利害調整に関わる諸問題が顕在化しており、こうした場面において監査役会や監査委員会が果たすべき役割を整理する必要がある。
- ・ 財務報告内部統制に関する監査人の監査報告が株主総会に提示されるよう、制度の調整を図る必要がある。
- ・ インセンティブのねじれについては、監査役会や監査委員会に権限を付与する方向で進めるべきである。
- ・ 監査役の監査活動の内容を株主に開示するなど、監査の「みえる化」が必要である。
- ・ 問題点として示した事項はあくまで例示であり、検討にあたってはこれらに拘泥することなく議論を行っていただきたい。
- ・ 検討の対象は公開大会社とする。ただし、「公開会社法」ありきの議論は行わないでいただきたい。議論の結果として「公開会社法」につながる、という結論であればそれは構わない。

- ・ 監査役設置会社か委員会設置会社かというガバナンス形態の選択論を入口とした議論は行わないでいただきたい。ただし、監査役の役割を論じる場合には、必ず監査委員も含めて論じていただきたい。
- ・ いまある諸制度を国際的にも遜色のないものとし、現状より改善、前進する議論を行っていただきたい。
- ・ 新しい仕組みや制度を論じる場合には、わかりやすく透明性のある制度にすることを原則としていただきたい。
- ・ 「法律解釈はこうである」、「そうした建付けにはなっていない」といった議論は避けるものとし、実態の改善に向けた弾力的な議論を行っていただきたい。
- ・ 監査役の資質や能力の制約を前提とした議論はしないものとし、あるべき資質や能力を明らかにする方向で検討していただきたい。

### 3. その他

海外諸国の状況について専門家から解説いただくこととされたことについて、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 海外の状況について専門家から聴講することは必要だが、すべての話を聞いてから個別のテーマについて検討を始める、という流れにはすべきではないのではないか。
- ・ 何に焦点を当てた議論をするのか、という整理を早い段階で行い、その中で浮かび上がる個別の論点について、各国の状況はどうかを伺う、という流れにすべきである。
- ・ 専門家各位に対しては予めご教示いただきたい具体的な論点を明示し、それを踏まえてレクチャーいただくことが予定されている。

以上